

畜産物の生産過程における薬剤耐性菌対策

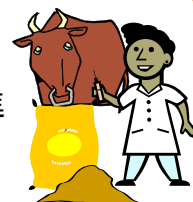
1. 薬剤耐性菌とは



- 「薬剤耐性菌」とは、抗菌性物質に抵抗性を持つ(その抗菌性物質が効かない)細菌のこと。

2. 家畜への抗菌性物質の使用と薬剤耐性菌

- 抗菌性物質を家畜の病気の治療に使ったり(動物用医薬品)、健全な発育促進のために飼料に添加する(飼料添加物)と、その抗菌性物質に感受性を持つ細菌が増殖できない一方、薬剤耐性菌は生き残って増えることがある。



3. 薬剤耐性菌の人への影響

- 薬剤耐性菌が食品等を介して人に伝播し、免疫力の低い高齢者等に感染した場合、治療のために服用した抗菌性物質が十分に効かない可能性がある。
そのため、CodexやOIEの国際基準で定められているリスクアナリシスの考え方に基づき、食品安全委員会が行う人の健康影響評価(リスク評価)に基づき、リスクの程度に応じたリスク管理措置を実施することとしている。

4. 薬剤耐性菌の選択を低減するためのリスク管理措置(例)

➤ 抗菌性物質の慎重使用の推進

- ・動物用医薬品の使用に当たっては、獣医師の診察を義務付け、診察に基づく指示を受けた者以外への販売を禁止。
- ・人の医療上極めて重要な抗菌性物質は、最初に使用した抗菌性物質が無効の場合にのみ限定的に使用。



➤ 使用対象動物、使用量、使用時期等に関する基準を設定し、限定的に使用。

動物用医薬品

使用基準(例)

塩酸リンコマイシン(注射剤)

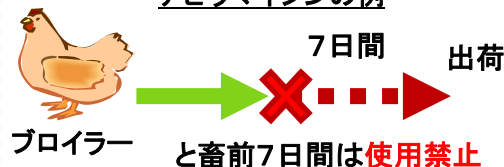
使用対象動物: 豚

用法及び用量: 1日量として体重1kg当たり10mg(力価)
以下の量を筋肉内に注射すること。

使用禁止期間: 食用に供するためにと殺する前4日間。

飼料添加物

アピラマイシンの例



- リスク評価の結果、人の健康に影響を与える可能性が高いとされた場合には、対象とする病気をさらに限定したり、家畜での使用を取りやめたりすることとしている。
- リスク評価やリスク管理措置の実施に必要な薬剤耐性菌の全国的なモニタリング調査を1999年から実施

